

令和2年8月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	75	90	74	71	62								372
問い合わせ	4	3	2	6	7								22
要望	0	0	0	0	0								0
計	79	93	76	77	69	0	0	0	0	0	0	0	394
(前年度計)	(72)	(72)	(60)	(69)	(66)	(84)	(83)	(66)	(65)	(62)	(60)	(59)	(818)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	10	4	3	2	4								23
(前年度)	(7)	(4)	(4)	(2)	(3)	(5)	(1)	(5)	(1)	(8)	(7)	(1)	(48)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	3	2	0	0	4								9
20歳代	3	3	8	9	7								30
30歳代	7	10	10	13	11								51
40歳代	15	14	12	14	8								63
50歳代	12	13	10	12	11								58
60歳代	16	19	14	12	10								71
70歳以上	20	27	18	15	13								93
その他・不明	3	5	4	2	5								19
計	79	93	76	77	69	0	0	0	0	0	0	0	394

今月の相談事例

スマートフォンでSNSを見ていたら、お試しダイエットサプリの広告が出た。カウントダウンが表示され、「今なら100円」とあったので、焦って注文した。サプリが届いたのでそれで終わりと思っていたら、翌月に8000円のサプリが届き、3回の定期購入と分かった。いらないので解約したいと業者に電話をしたが、申し込み画面やサイト上に定期購入について表示してある、解約は出来ないと断られてしまった。

センターからのアドバイス

同様の相談が数多く寄せられていますが、定期購入と表示されていると契約期間内での解約は困難です。「初回」「モニター」「お試し」といった表現は、契約条件に注意が必要です。2回以上の定期購入の場合は、金額・契約期間等の条件を広告に表示することになっています。申し込む前には、定期購入かどうか、定期購入の場合は回数や支払い総額をしっかりと確認しましょう。併せて、販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。